

令和8年度転換募集分 「特定施設入居者生活介護」実施事業者募集要項 Q & A

No.	キーワード	質問	回答	要項	
				頁	項目
1	施設種別	既存の「住宅型有料老人ホーム」または「サービス付き高齢者向け住宅」からの転換に限るとされているが、既存の介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）の定員を増やしたい場合は申込みができるのか。例えば、定員50名の介護付有料老人ホームが増築（増床）することで定員を60名（+10名）にしたいと申込みことはできるのか。	例年は申込みことができませんが、令和8年度については増床の申込みも可能です。 詳しくは増床募集分の募集要項をご確認ください。	1	2 (1)
2	定員	住宅型有料老人ホームの一部を転換させることはできないとなっているが、居室の一部を閉鎖して現在の定員を減らして申込みことは可能か。例えば、現在の施設定員は60名だが2つの居室を減らして58名定員で申し込むことは可能か。	先に定員を減らしたうえで申込みすることは可能です。ただし、定員を減らす場合も申込時点での実際の入居者数を下回る定員にすることはできません。なお、申込みをした後に定員を減らすことはできませんのでご注意ください。 また、将来的に定員数を元に戻すことは原則としてできませんので慎重に判断してください。	1	2 (1)
3	定員	上記No.2については、サービス付き高齢者向け住宅も同じか。	サ高住も同じです。ただし、必ず先行して住宅都市局住宅企画課に相談するようにしてください。場合によっては、補助金を返還する必要が生じます。	1	2 (1)
4	定員	施設の定員は問わないとされているが、下限も上限もないということでしょうか。	お見込のとおりです。ただし、令和8年度に関しては募集数の19人を超える定員の施設については申込みできません。	2	2 (2)
5	募集	「混合型特定施設」のみの募集ということだが、「混合型」とは何か。	要介護者、要支援者を対象とする施設のことで。要支援者からの申込みがあった場合、正当な理由がない限り利用を拒否することはできません。 なお、要介護者のみを対象とする特定施設は「介護専用型」といいます。さらに、要介護者のみを対象とし定員が29名以下の特定施設は「地域密着型」となります。	2	2 (2)
6	補助金	「開設準備経費補助金」とはどのような補助金か。	「名古屋地域医療介護総合確保基金事業補助金」の一種です。開設時に必要な初年度経費が支給されることがあります。 令和6年度までは愛知県が窓口となっていました。令和7年度からは名古屋市の窓口となっています。補助金の内容自体に変更はありません。なお、要項にもありますとおり、現時点では補助金の支給が確約されているものではないことを申し添えます。	2	2 (6)
7	要件	「介護保険施設・居住系サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・認知症高齢者グループホーム・特定施設入居者生活介護）を3年以内に廃止した法人」に該当しないことが応募要件とされているが、名古屋市内でこれらの施設等を廃止した場合も応募はできないのか。	当該要件は名古屋市内の施設等に限り。名古屋市内の施設等を廃止した場合は含まれません。	3	3 (4)②
8	要件	現在の住宅型有料老人ホームを市内の別の場所へ移転させる計画をしている。現在の場所の住宅型有料老人ホームで申込み、移転後に特定施設の指定を受けることは可能か。	できません。同じ建物で特定施設の指定を受けていただく必要があります。	3	3 (6)
9	協議書	転換協議申出書及び転換協議書は「原則メールで提出」することとなっているが、メール以外で提出することはできないのか。	原則としてメールでご提出いただけますが、どうしてもメールでの提出ができない場合はお電話でご相談ください。	4	4
10	協議書	転換協議申出書又は転換協議書の提出が期限内に間に合わないときはどうすればよいか。	期限内に提出いただけない場合は、例外なく申込みを受け付けることができません。必ず期限内に提出してください。	4	4
11	日程	令和8年度中に特定施設の指定を受けなければならないとされているが、間に合わない場合はどうなるのか。	必ず間に合わせてください。事業者の都合によらないやむを得ない事情（災害等）のある場合に限り、翌年度の指定とすることもありますが、ただし、本件は既存の建物を活用した転換になるため、年度内に指定を受けられないことは基本的に想定していません。	5	6
12	利用料金	転換日以降に協議書類に記載の利用料金を値上げすることは原則として認められないとあるが、次の場合はどうか。 ①利用料金を値下げする場合 ②何年後の将来的に値上げする場合	①可能です。 ②原則として採点に影響を与えるような値上げは将来に渡っても不可です。ただし、指定日からの経過年数や世情（昨今の著しい物価高騰等）などやむを得ないと認められる理由があれば値上げができることもあります。その際は個別にご相談ください。	6	7 (4)
13	選定	選定結果はいつ、どのように通知されるのか。	令和8年9月頃に、採択不採択に関わらず結果の通知文を郵送します。また、通知文送付の数日後にNAGOYAかいごネットにて採択された計画を公表します。（不採択計画は公表しません。）	7	8 (3)
14	質問	質問送付票はメール以外の方法で送っても問題ないか。FAXで送ってもよいか。	原則としてメールでお願いしていますが、FAXでも受け付けます。なお、メールと同じようにお電話による到着確認を行ってください。	8	質問送付票
15	評価	利用料金について、前払金の有無や金額によって評価点数が異なるが、前払い方式と月払い方式のいずれかを選択できる選択方式の場合はどうなるのか。	前払金の有無につきましては、入居時の支払い負担がなるべく少ない方を評価しています。選択方式の場合は、入居者が自分で負担の少ない方を選ぶことから、評価としては「無」と同等としています。つまり、選択方式は5点の評価となります。	13	2 ②